

	平成17年10月1日規程第23号
改正	平成18年6月1日規程第8号(イ)
改正	平成18年10月24日規程第15号(ロ)
改正	平成19年1月26日規程第2号(ハ)
改正	平成19年10月22日規程第8号(ニ)
改正	平成20年7月17日規程第7号(ホ)
改正	平成20年11月27日規程第11号(ヘ)
改正	平成22年3月31日規程第4号(ト)
改正	平成25年9月11日規程第5号(チ)
改正	平成25年9月27日規程第6号(リ)
改正	平成26年4月1日規程第3号(ヌ)
改正	平成26年5月20日規程第5号(ル)
改正	令和2年4月1日規程第5号(ヲ)
改正	令和3年3月9日規程第1号(ワ)
改正	令和3年10月1日規程第1号(カ)
改正	令和5年8月7日規程第6号(ヨ)
改正	令和7年5月28日規程第10号(タ)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構契約事務取扱規程

目 次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 一般競争契約（第4条－第15条）
- 第3章 指名競争契約（第16条－第21条）
- 第4章 随意契約（第22条－第27条）
- 第5章 契約の請求手続（第28条－第33条）
- 第6章 契約の締結（第34条－第42条）
- 第7章 契約の履行（第43条－第55条）
- 第8章 契約の解除及び変更（第56条－第58条）
- 第9章 雜則（第59条－第61条）

第1章 総則

(通則)

第1条 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）が行う契約に関する業務の取扱いについては、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構業務方法書、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構会計規程（以下「会計規程」という。）その他の規程及び法令等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規程は、機構の行う売買、貸借、請負その他の契約（委託契約を除く。）について適用する。

(契約の方法)

第3条 契約職等（会計規程第7条第1項第1号に規定する契約職及び同条第3項の規定に基づき契約職の事務の一部を分掌する分任契約職をいう。以下同じ。）は、契約を締結しようとするときは、公告して申込みをさせることにより競争に付する方法（以下「一般競争」という。）、指名して申込みさせることにより競争に付する方法（以下「指名競争」という。）又は会計規程第55条第4項の規定による随意契約のいずれかの方法によるものとする。

第2章 一般競争契約

（一般競争参加者の資格）

第4条 契約職等は、一般競争に参加しようとする者の資格について、物品の製造、役務の提供又は物品の買受けの競争参加に係るものについては全省庁統一資格を有する者を、工事及び測量・建設コンサルタント業務の競争参加に係るものについては国土交通省関東地方整備局（関西業務部の所掌に関する業務の競争参加に係るものについては、国土交通省近畿地方整備局。以下同じ。）における一般競争参加者の資格を有する者を、それぞれ機構における一般競争参加者の資格を有する者として認めるものとする。

（ロ）（二）

2 契約職等は、前項で規定する以外の者で一般競争に参加しようとする者から一般競争参加者の資格の審査について申請を受けたときは、国土交通省関東地方整備局が定める審査に関する取扱いに準じて審査するものとする。

（一般競争参加不適格者）

第5条 契約職等は、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を、一般競争に参加させることができない。

一 当該契約を締結する能力を有しない者

二 破産者で復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第32条第一項各号に掲げる者（ヌ）

2 契約職等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

四 監督又は検査の実施に当たり機構の職員（以下「担当職員」という。）の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- 3 契約職等は、前項の規定に該当する者を入札又は見積りの代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。
- 4 契約職等は、経営状態が著しく不健全であると認められる者を一般競争に参加させてはならない。
- 5 契約職等は、一般競争参加資格審査申請書若しくは添付書類中の重要な事項について、虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者を一般競争に参加させてはならない。

(契約の性質又は目的による一般競争参加資格)

第6条 契約職等は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、第4条第1項の資格を有する者に対して、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。

(一般競争入札の公告)

第7条 契約職等は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札執行期日の前日から起算して少なくとも10日前に官報、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要するときは、その期間を5日間までに短縮することができる。

(一般競争入札について公告する事項)

第8条 前条の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 競争入札に付する事項
- 二 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- 三 契約条項を示す場所
- 四 競争入札執行の日時及び場所
- 五 入札保証金に関する事項
- 六 その他必要な事項

(現場説明等)

第9条 契約職等は、入札に付する場合において必要があるときは、日時及び場所を指定して入札に付する事項について、現場説明又は机上説明を行うことができる。

(一般競争入札に係る委任状の提出及び確認)

第10条 契約職等は、代理人によって入札に参加する者があるときは、入札執行に先立ち委任状を提出させるものとし、その委任状が正当なものであるかどうかを確認しなければならない。

(一般競争入札書の提出)

第11条 契約職等は、入札に参加する者（以下「入札者」という。）に、公告に示した入札書の提出期限までに入札書を提出させなければならない。

- 2 入札書の提出方法は、持参又は郵送とする。（ト）
- 3 契約職等は、入札者が入札書を提出した後は、当該入札書の引換え若しくは変更又は取消しをさせてはならない。（ト）

(郵送入札)

第11条の2 契約職等は、前条第2項に定める郵送による入札（以下「郵送入札」という。）の実施にあたり、入札書の提出を郵送で受け付ける場合は、第8条各号に掲げる事項のほか、次の各号について公告するものとする。

（ヲ）

- 一 入札書の郵送方法（ヲ）
- 二 入札書の送付先（ヲ）
- 三 入札書の到着期限（ヲ）
- 四 その他必要と認める事項（ヲ）

- 2 契約職等が競争参加資格を認めた入札希望参加者は、入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、書留郵便等（書留郵便及び「民間事業者による信書の送達に関する法律」第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便のうち、引き受け及び配達記録をした信書便をいう。）により、郵送する。（ヲ）
- 3 郵送した入札書は書換え、引換え又は撤回することはできない。（ヲ）
- 4 開札をした場合において、入札参加者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに立会いを行った入札参加者により再度の入札を行う。なお、立会いを行った入札参加者がない場合は、日時を別に定めて再度の入札を行う。（ヲ）
- 5 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。（ヲ）
 - 一 封筒に件名又は差出人名が記載されていない入札（ヲ）
 - 二 封筒記載の件名又は差出人名と同封された入札書の件名又は入札者名が相違する入札（ヲ）
- 6 郵送入札落札者への通知は電話連絡等により落札した旨を通知する。（ヲ）

（一般競争入札の開札）

第12条 契約職等は、開札を行うに当たっては、入札者全員の入札書が提出されたことを確認した後、入札者の面前において、直ちに開札を行わなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札業務に關係のない担当職員を立ち会わせなければならない。

（一般競争入札の無効）

第13条 契約職等は、開札を行った場合において、入札書を審査した結果、当該入札書が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該入札を無効としなければならない。

- 一 入札金額を訂正してある入札書
- 二 入札者（代理人又は復代理人を含む。以下同じ。）の記名押印を欠く入札書
- 三 誤字、脱字（数字の脱落を含む。）等により意思表示が不明確である入札書
- 四 条件が付されている入札書
- 五 同一入札者の入札書が2通以上提出されているとき
- 六 その他入札に関する条件に違反した入札書

2 契約職等は、入札が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入札を無効としなければならない。

- 一 競争に参加する資格のない者の行った入札
- 二 委任状を持参しない代理人の行った入札
- 三 入札保証金の納付を必要とする入札において、これを納付していない者が行った入札
- 四 電報又はファクシミリ等による入札
- 五 同一事項の入札について、入札者が他の入札者の代理をしていると認められる場合
- 六 明らかに連合によると認められる入札を行った場合
- 七 入札を執行する担当職員の職務を妨害して入札を行った場合
- 八 その他担当職員の指示に従わなかつた場合

3 契約職等は、前2項の規定により当該入札を無効としたときは、直ちに入札者の面前で当該入札が無効であることを明らかにしなければならない。

4 契約職等は、落札者が無効の入札を行っていたと認めたときは、落札決定を取り消さなければならない。

5 契約職等は、第7条の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

(一般競争入札の再度入札)

第14条 契約職等は、開札を行った場合において、各人の入札書のうち予定価格の制限に達した価格の入札書がないときは、直ちに、又は別に日時を定めて再度の入札（以下「再度入札」という。）を行うことができる。ただし再度入札の回数は2回を限度とする。（ヲ）

2 契約職等は、前項に規定する再度入札を行うときは、最初の入札に参加しなかつた者及び前条第2項の規定により入札を無効とされた入札者を参加させてはならない。（ヲ）

3 契約職等は、第1項の規定により再度入札を行うときは、予定価格その他の条件を変更してはならない。（ヲ）

4 2回の再度入札において落札者がないときは、再度入札公告をして改めて入札を行うことを原則とする。ただし、当該入札における最低入札金額と予定価格の開差が概ね10パーセント以内であり、工期等の事情により必要と認められるときは、第23条により随意契約によることができるものとする。この場合、予定価格は入札における予定価格と同一とし、予定価格調書の作成を省略できるものとする。（ヲ）

5 前項の規定により随意契約を行うため見積書を徴するときは、再度入札の入札者のうち、入札金額と予定価格との開差が概ね10パーセント以内で見積書の提出を希望する者から見積書を徴するものとする。なお、見積執行の回数は、原則として1回を限度とする。（ヲ）

6 前項の規定により見積書を徴したときは、予定価格の制限の範囲内で最低金額の見積書を提出したものを契約の相手方とする。（ヲ）

(一般競争入札に係る再度入札の公告期間)

第15条 契約職等は、入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を締結しない場合において、さらに一般競争に付そうとするときは、第7条本文の公告の期間を5日までに短縮することができる。

第3章 指名競争契約

(指名競争参加者の資格)

第16条 指名競争に参加する者の資格については、第4条の規定を準用する。
(指名基準)

第17条 契約職等は、指名競争に付する場合において競争に参加させる者を指名しようとするときは、第4条の資格を有する者のうちから契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うために、少なくとも次に掲げる事項を勘案して指名するものとする。

- 一 信用状況
- 二 不誠実な行為の有無
- 三 手持ちの受注状況
- 四 技術的適性
- 五 地理的条件
- 六 過去の履行成績

(指名競争の適用範囲)

第18条 契約職等は、次の各号のいずれかに該当するときは、指名競争に付することができる。

- 一 契約の性質又は目的により競争に加わる者が少数で一般競争入札に付する必要がないとき。
- 二 一般競争に付することを不利と認めて指名競争に付そうとする場合において、その不利と認める理由が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 関係業者が通謀して一般競争の公正な執行を妨げることとなるおそれがあるとき。
 - ロ 施行に高度な技術を必要とする工事、製造若しくは調査等を請負に付するとき又は特殊な品質の物件を買い入れるとき。
- 三 契約に係る予定価格が次のいずれかに該当するとき。(ロ)
 - イ 予定価格が800万円を超えない工事又は製造をさせるとき。(ロ)
(タ)
 - ロ 予定価格が500万円を超えない財産を買い入れるとき。(ロ)(タ)
 - ハ 予定賃借料の年額又は総額が300万円を超えない物件を借り入れるとき。(ロ)(タ)
 - ニ 予定価格が200万円を超えない財産を売り払うとき。(ロ)(タ)
 - ホ 予定賃貸料の年額又は総額が100万円を超えない物件を貸し付けるとき。(ロ)(タ)
 - ヘ 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が350万円を超えないものをするとき。(ロ)(タ)
- 四 契約上の義務違反があるときは機構の業務運営上著しく支障をきたすおそれがあるとき。
- 五 機構の業務運営上特に必要があるとき。

(指名競争参加者の指名)

第19条 契約職等は、指名競争に付そうとするときは、第4条第1項の資格を有する者のうちから、第17条に規定する基準に基づき、当該競争に参加する者をなるべく10人以上指名しなければならない。

2 前項の場合においては、第8条第1号及び第3号から第6号までに掲げる事項並びに第9条に規定する現場説明又は机上説明の日時及び場所を指名しようとする者に入札執行期日の前日から起算して少なくとも10日前に通知（以下「指名通知」という。）しなければならない。第7条ただし書の規定は、この場合について、準用する。

（指名競争入札の再度入札）

第20条 契約職等は、指名競争の結果、落札者がない場合においてさらに指名競争に付するときは、当該競争に参加した者を除外して指名しなければならない。

2 契約職等は、落札者が契約を締結しない場合においてさらに指名競争に付するときは、当該落札者を除外して指名しなければならない。

3 前2項の場合においては、履行期限を除き、予定価格その他の条件を変更することができない。

（一般競争に関する規定の指名競争への準用）

第21条 第8条から第14条までの規定は、指名競争の場合に準用する。（ヲ）

第4章 隨意契約

（随意契約の適用範囲）

第22条 契約職等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、随意契約により契約を締結することができる。

- 一 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- 二 緊急を要する場合において、競争に付する暇がないとき。
- 三 競争に付することが不利と認められる場合であって、その理由が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 現に履行中の工事、物品の買入れ又は調査・設計業務等に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。
 - ロ 時価に比べて著しく有利な価格をもって契約をすることができる見込みがあるとき。
 - ハ 買入れを必要とする物件が大量であって、分割して買入れしなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させるおそれがあるとき。
- ニ 早急に契約をしなければ、契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。
- ホ 前各号の一に該当する場合のほか、競争に付することが不利と認められる特別の事由があるとき。

四 契約に係る予定価格が次のいずれかに該当するとき。（ロ）

- イ 予定価格が400万円を超えない工事又は製造をさせるとき。（ロ）（タ）
- ロ 予定価格が300万円を超えない財産を買入れるとき。（ロ）（タ）
- ハ 予定賃借料の年額又は総額が150万円を超えない物件を借り入れると

き。（ロ）（タ）

ニ 予定価格が100万円を超えない財産を売り払うとき。（ロ）（タ）

ホ 予定賃貸料の年額又は総額が50万円を超えない物件を貸し付けるとき。（ロ）（タ）

ヘ 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が200万円を超えないものをするとき。（ロ）（タ）

五 運送又は保管をさせるとき。

六 国、地方公共団体その他の公法人と契約を締結するとき。

七 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する障害者就労施設等から物品を買い入れ若しくは借り入れ又は役務の提供を受けるとき。（リ）

八 機構が所有する道路資産が道路の区域の変更その他の事由により不用となつた場合における当該不用となつた資産を売り払う場合であつて、次のいずれかに該当するとき。（ハ）

イ 国、地方公共団体、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第1条に規定する会社（以下この項において「会社」という。）その他これらに準ずる者が、公用若しくは公共の用又は同法第5条第1項第1号若しくは第2号の事業に附帯する事業の用に供するとき。（ヌ）（ル）

ロ 会社が施行する同法第5条第1項第1号又は第2号の事業に必要な土地の代替地の用に供するとき。（ル）

ハ 電気事業、ガス事業、水道事業等の公益事業の用に供するとき。

ニ 面積、形状等からみて、単独での利用が困難な土地を隣接地所有者等が一体的に活用することが適當と認められる場合において、当該隣接地所有者等を相手方とするとき。（ハ）（ヨ）

ホ 道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4第2号若しくは第3号又は高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第11条第2号若しくは第3号の施設を高速道路へ連結することについて、国土交通大臣又は機構が連結予定者と決定した者を相手方とするとき。（ヨ）

ヘ 道路法第48条の5第1項又は高速自動車国道法第11条の2第1項に規定する高速道路への連結許可を受けている者以外は土地を利用できない場合において、当該連結許可を受けている者を相手方とするとき。（ヨ）

九 第23条第1項の規定に基づき、契約を締結するとき。（ハ）（ニ）
(随意契約によろうとする場合の参加者の有無の確認手続き)（ニ）

第22条の2 契約職は、前条第1号又は第5号に該当するとして随意契約によろうとする場合（支出の原因となる契約に限る。）にあっては、別に定める参加者の有無を確認するための公募手続きを行わなければならない。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。（ニ）

一 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの（ニ）

イ 法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの（ニ）

ロ 条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの（ニ）

- ハ 閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの（ニ）
- 二 国、地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの（ニ）
- 二 当該場所でなければ機構の事務を行うことが不可能であることなどから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約（当該契約に付随する契約を含む）（ニ）
- 三 官報掲載契約（ニ）
- 四 電気、ガス若しくは水又は電気通信業務に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）（ニ）
- 五 郵便に関する料金（信書に係るものであって料金を後納するもの。）（ニ）
- 六 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入（ニ）
- 七 機構の業務目的を達成するために不可欠な特定の情報等について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの（ニ）
- 八 企画競争又は公募型の手続きにより特定した者との契約（ニ）
（競争入札後の随意契約）

第23条 契約職等は、競争を行っても入札者がない場合、再度の入札を行っても落札者がない場合、又は落札者が契約を締結しない場合は、随意契約をすることができる。

- 2 契約職等は、競争を行っても入札者がない場合で、随意契約をしようとするときは、当該入札に参加するのに必要な資格を有する者を当該契約の相手方としなければならない。
- 3 契約職等は、再度の入札を行っても落札者がない場合で、随意契約をしようとするときは、当該入札に参加した者を当該契約の相手方としなければならない。
- 4 契約職等は、落札者が契約を結ばない場合で、随意契約をしようとするときは、当該落札者以外の競争に参加した者を当該契約の相手方としなければならない。この場合においては、当該契約の目的に従い、最高又は最低入札者から順次に随意契約の協議を行うものとし、その契約金額は落札金額の制限の範囲内でなければならない。
- 5 前3項の場合においては、履行期限を除き、予定価格その他の条件を変更することができない。

（随意契約の見積書の提出）

第24条 契約職等は、随意契約を締結しようとするときは、なるべく2人以上から見積書を提出させなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、法令に基づき取引価格又は料金が定められていることその他の特別の理由があることにより、特定の取引価格又は料金によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難なものに係る契約を締結するときは、見積書の提出を省略することができる。

（随意契約の見積書の提出）

第25条 第10条、第13条第1項及び第2項（第1号及び第3号を除く。）の規定は、見積書を提出させる場合に準用する。この場合において、「入札に付する事項」とあるのは「見積りをする事項」と、「入札書」とあるのは「見積書」と、「入札」とあるのは「見積り」と、「入札執行」とあるのは「見積執行」と、「開札」とあるのは「見積合わせ」と、「入札金額」とあるのは「見積金額」と、「入札者」とあるのは「見積者」と、「落札者」とあるのは「契約の相手方」と読み替えるものとする。

（見積方通知）

第26条 契約職等は、随意契約の方法により契約を締結しようとする場合において、第24条第1項の規定に基づき見積書を提出させようとするときは、第8条第1号、第3号、第4号及び第6号に掲げる事項並びに第9条に規定する現場説明又は机上説明の日時及び場所を見積書を提出させようとする者に見積執行期日の前日から起算して少なくとも10日前に通知（以下「見積方通知」という。）しなければならない。第7条ただし書の規定は、この場合について、準用する。

- 2 前項の場合において、第8条及び第9条中「入札に付する」とあるのは「見積りをする」と、「入札執行」とあるのは「見積執行」と読み替えるものとする。
- 3 契約職等は、随意契約の方法により契約を締結しようとする場合において、第22条第4号に該当するときは、見積方通知を省略することができる。

（随意契約の方法による契約の相手方の決定）

第27条 契約職等は、見積書を提出させたときは、予定価格の制限の範囲内（予定価格の設定を省略している場合については、設計額又はこれに準ずる適正な価格とする。）で価格又はその他の条件が機構にとって最も有利なものをもって申込みをした者を随意契約の相手方としなければならない。

- 2 契約職等は、契約の性質又は目的から見積書を提出し難い場合の契約については、価格又はその他の条件が機構にとって最も有利なものをもって申込みをした者を随意契約の相手方とすることができます。
- 3 契約職等は、業務の運営上必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、見積書を提出した者のうち予定価格の制限の範囲内（予定価格の設定を省略している場合については、設計額又はこれに準ずる適正な価格とする。）で機構にとって最も有利な価格をもって申込みをした者とその価格について協議を行い、合意を得て、その者を随意契約の相手方とすることができます。この場合において契約の価格は、合意を得た価格とする。

第5章 契約の請求手続

（契約の措置の依頼）

第28条 契約職等に契約の措置を依頼する者は、契約依頼書により契約の措置を依頼するものとする。この場合において必要があるときは、予定価格を算出するために必要な書類等を添付するものとする。

- 2 前項の規定は、契約締結後、当該契約の変更又は解除の必要が生じた場合に準用する。

（予定価格）

第29条 契約職等は、会計規程第56条本文に規定する予定価格を定めるときは、入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書及びその他の関係書類（以下「仕様書等」という。）に基づいて定めなければならない。

- 2 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。一定期間継続して行われる製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。
- 3 契約職等は、予定価格を記載した書面（以下「予定価格調書」という。）を封書にし、開札の際にこれを開札場所に置かなければならない。
- 4 予定価格は秘密とする。ただし、契約職等が別に定める場合については契約締結後において予定価格を公表することができる。
- 5 契約職等は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第1項及び第2項の規定に準じて予定価格を定めなければならない。（ル）
- 6 契約職等は、不動産を入札の方法により一般競争に付して売り払うときは、第3項及び第4項の規定にかかわらず、予定価格調書を封書にし、開札の際にこれを開札場所に置く手続によらないで、当該予定価格を第3条の規定による公告の際に併せて公告することができる。（ワ）

（予定価格調書の省略）

第30条 契約職等は、随意契約をしようとする場合において、当該契約が次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格調書の作成を省略することができる。

- 一 予定価格が100万円を超えない契約（ロ）（ヘ）
- 二 第24条第2項に定める契約（ロ）
(入札保証金の収納等)

第31条 契約職等は、一般競争に付そうとする場合において、その競争に参加する入札者に、入札者の見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。

- 2 契約職等は、会計規程第57条第1項本文に規定する入札保証金を納付させる場合は、出納職に対し、入札の執行日時及び入札事項を通知し、入札保証金の収納を依頼するものとする。
- 3 入札保証金は、落札者以外の入札者については、入札執行後、落札者については契約締結後、これを納付した者に返還しなければならない。
- 4 落札者の納付に係る入札保証金は、その者が契約を締結しないときは、機構に帰属するものとする。
- 5 前項の場合において、契約職等は、公告により明らかにしなければならない。

（入札保証金の免除）

第32条 契約職等は、会計規程第57条第1項ただし書の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金を免除することができる。

- 一 第4条第1項の資格を有する者による一般競争に付する場合において、落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 二 指名競争に付するとき。
- 三 一般競争に参加しようとする者が、保険会社との間に機構を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。

(入札保証金に係る有価証券の範囲)

第33条 会計規程第57条第2項に定める有価証券は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 国債又は地方債
- 二 政府保証のある債券
- 三 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構債券
- 四 その他確実と認められる担保

2 前項第1号及び第2号に掲げる担保の価値は、額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額とする。

第6章 契約の締結

(落札者の決定)

第34条 契約職等は、会計規程第59条第1項の規定に基づき、落札者を決定しなければならない。ただし、同条第2項の規定により、その性質又は目的から同条第1項の規定により難い契約については、価格その他の条件が機構にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができます。

2 契約職等は、落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札業務に關係のない機構の職員にくじを引かせることができる。

3 前項の規定により決定した落札者が契約を締結しないときは、同価の入札をした他の入札者を落札者とすることができます。

(最低価格の入札者を落札者としないことができる場合)

第35条 会計規程第59条第1項ただし書に規定する機構の支出の原因となる契約のうち別に定めるものは、予定価格が1,000万円を超える工事又は製造その他についての請負契約とする。(チ)

(契約内容に適合した履行がされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者としない場合の基準及び手続)

第36条 会計規程第59条第1項ただし書の規定により、必要があるときは、前条に規定する契約について、相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準及び手続は、以下のとおりとする。(チ)

(ヲ)

2 製造その他の請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）を入札に付した場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格に100分の110を乗じて得た額が、契約ごとに、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合には、発注業務を担当する部長は、次の各号に規定する調査を行い、契約職に報告するものとする。(ヲ)

一 製造その他の請負契約のうち、建設コンサルタント業務に係る契約の場合 (ヲ)

イ 次表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額（その額が、予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8を乗じて得た額、10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額）（ヲ）

業種区分	①	②	③	④
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

ロ 特別なものについては、前号の算定方法にかかわらず10分の6から10分の8までの範囲内で適宜の割合を予定価格に乗じて得た額（ヲ）

二 製造その他の請負契約（建設コンサルタント業務を除く。）（ヲ）

予定価格に10分の6を乗じて得た額

3 発注業務を担当する部長は、調査基準価格に満たない価格で入札を行った者によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて、入札者に次の各号に掲げる内容が確認できる資料の提出を求め、調査を行うものとする。（ヲ）

一 入札価格の内訳書及びその入札価格で契約に適合した履行が可能な理由（ヲ）

二 配置予定の技術者等その他当該契約に係る履行体制（ヲ）

三 契約期間中における手持ち業務の状況（ヲ）

四 過去において受注した同種業務の内容、履行状況等（ヲ）

五 その他必要な事項（ヲ）

4 契約職は、前項の調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められる場合、直ちに最低価格の入札者を落札者とし、契約を締結するための手続に移行するものとする。（ヲ）

5 第3項の調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者としない場合の手続は次の各号によるものとする。（ヲ）

一 契約職は、理事、総務部長、経理部長、企画部長及び関西業務部長のうちから、あらかじめ調査の結果に関する審査等を行うための委員（以下「契約審査委員」という。）を3名指名するものとする。（ヲ）

二 契約職は、第3項の調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認めたときは、その調査の結果及び自己の意見を記載した書面を契約審査委員に提出し、その意見を求めなければならない。（ヲ）

三 契約審査委員は、契約職から意見を求められたときは、必要な審査をし、書面によって意見を表示しなければならない。(ヲ)

四 契約職は、契約審査委員の意見のうちの多数が自己の意見と同一であった場合においては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、次順位者を落札者とするものとする。(ヲ)

五 契約職は、契約審査委員の意見のうちの多数が自己の意見と異なる場合においても、当該契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたことについて合理的な理由があるときは、次順位者を落札者とすることができます。(ヲ)

六 契約職は、次順位者を落札者と決定したときは、最低の価格をもって申込みをした者に対しては落札者とならなかった理由等を、次順位者に対しては落札者となつた旨を通知するものとする。(ヲ)

七 契約職は、次順位者を落札者としたときは、遅滞なく調査の結果及び自己の意見並びに契約審査員の意見を記載した書面の写しをもって理事長に報告するものとする。(ヲ)

6 調査基準価格を設定する入札を実施する場合には、入札公告及び入札説明書の落札者の決定方法に係る事項中に、会計規程第59条第1項ただし書の規定の対象となる入札である旨、及び当機構の求めに応じて契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについての調査に協力しなければならない旨を記載するものとする。(ヲ)

7 調査に係る庶務は、経理部経理課が行うものとする。(ヲ)
(契約の締結)

第37条 契約職等は、契約を締結しようとするときは、別に定める契約決議書により決定し、落札者に通知を行うものとする。
(入札状況調書)

第38条 契約職等並びに入札を執行する者又は見積書を徴する者は、入札を執行したとき又は見積書を徴したときは、入札又は見積の状況を記した調書（以下「入札又は見積状況調書」という。）を作成するものとする。ただし、第22条第4号に該当する場合においては、入札又は見積状況調書の作成を省略することができる。

(契約書の作成等)

第39条 契約職等は、一般競争若しくは指名競争又は見積合せを行った結果、落札者又は契約の相手方が決定した場合は、会計規程第60条の規定に基づき、遅滞なく契約書を作成しなければならない。ただし、当該契約が次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

- 一 第22条第4号に該当するとき。
- 二 前号に規定するもののほか、理事長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

2 前項の規定により、契約職等が作成すべき契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項について、記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により必要のない事項については、省略することができる。

- 一 契約履行の場所
- 二 契約代金の支払い又は受領の時期及び方法
- 三 監督及び検査
- 四 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 五 談合等に係る違約金（ヘ）
- 六 危険負担
- 七 契約不適合責任（ヲ）
- 八 個人情報の取扱い（ヲ）
- 九 契約に関する紛争の解決方法
- 十 その他必要な事項

3 契約職等は、前項の規定により契約書に代わる書類をもって処理する場合は、落札者に請書を提出させなければならない。ただし、特に支障がないと認められる場合は見積書に契約上必要な事項を掲載させ、これを請書に代えさせることができる。

4 前項に規定する請書には、契約の目的、契約金額及び履行期限に関する事項のほか、第2項に掲げる事項のうち必要と認められるものを記載させなければならない。

5 契約職等は、一般競争に付する場合における入札の公告、又は指名競争に付する場合における指名通知、又は随意契約における見積方通知に当たっては、契約書の作成を要するものであるかどうか明らかにしなくてはならない。

6 第1項の規定により契約書を作成する場合においては、契約職等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ当該契約は成立しないものとする。

（契約保証金の収納等）

第40条 契約職等は、会計規程第61条第1項本文に規定する契約保証金を納付させる場合は、出納職に対し、契約締結日時、契約の相手方、契約保証金の額その他参考となる事項を通知し、契約保証金の収納を依頼するものとする。

2 契約職等は、契約保証金について、契約の目的物の引渡しを要する契約についてはその引渡しを行ったとき、並びに契約の目的物の引渡しを要しない契約については債務の履行が完了したことを確認したときは、納付した者に返還するものとする。

3 契約職等は、契約保証金に代えて保証証券又は保険証券の提出があった場合においては、前項の規定にかかわらずこれを返還することを要しないものとする。

4 契約保証金は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、機構に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

5 契約職等は、入札保証金を納付させた場合は、その者の申立てにより、入札保証金を契約保証金の全部又は一部に充当することができる。

6 契約職等は、第2項の規定にかかわらず、財産を売り払う場合は、契約の相手方が契約代金を納付する際、契約保証金をその一部に充当することができる。

(契約保証金の免除)

第41条 契約職等は、会計規程第61条第1項本文の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、免除することができる。

- 一 契約の相手方が保険会社との間に機構を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。
- 二 契約の相手方から委託を受けた保険会社等と工事履行保証契約を結んだとき。
- 三 契約職等がその必要がないと認めたとき。

(契約保証金に係る有価証券の範囲)

第42条 会計規程第57条第2項に定める有価証券は、第33条の規定を準用する。

第7章 契約の履行

(監督)

第43条 会計規程第63条の規定による監督は、契約職等が自ら又は補助者等に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

(履行遅滞)

第44条 契約職等は、契約の相手方の責めに帰すべき事由により、契約の相手方が約定期間に債務を履行する見込みがない場合においては、相当の期間に限り、当該約定期間の延長をすることができる。

2 前項の場合において、契約職等は、履行期限到来の日の翌日から履行の行われる日までの日数に応じ、契約代金（工事又は製造その他についての請負契約にあってはその既済部分（以下「既済部分」という。）又は物件の買入契約にあってはその既納部分（以下「既納部分」という。）があるときは、これらの部分を除く。以下同じ。）に年3パーセントの割合で計算した金額を請求しなければならない。（ヲ）

(危険負担)

第45条 契約職等は、特定物の給付を目的とした契約において、その引渡前に、当事者双方の責めに帰することのできない事由により、債務の全部又は一部が履行不能になったときは、契約の相手方に契約金額の全部又は一部を支払わないものとする。

(損害の負担)

第46条 契約職等は、契約の目的物の引渡前に、当事者双方の責めに帰することのできない事由により生じた損害は、契約の相手方の負担としなければならない。

2 前項の場合において、災害その他の不可抗力により契約の相手方又は第三者が損害を受けたときは、その損害が重大で、かつ、契約の相手方が善良な管理者の注意を怠らなかったと認められる場合に限り、その損害の全部又は一部を機構の負担とすることができる。

(検査調書の作成等)

第47条 会計規程第64条の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行うものとする。

2 検査職（会計規程第7条第1項第7号に規定する検査職をいう。）は、当該検査が終了したときは、検査調書を作成する。ただし、第22条第4号に該当する場合においては検査調書の作成を省略することができる。

（不完全履行）

第48条 契約職等は、検査の結果、債務の一部が履行されていないことを確認したときは、契約の相手方に相当の期間を定めて、修補を請求しなければならない。

2 前項に規定する修補を完了したときは、当該修補を完了した部分につき前条の規定を準用する。

（目的物の引渡し）

第49条 契約職等は、検査に合格し契約の目的物の引渡しを受けようとするときは、検査完了の日をもって、契約の相手方から当該目的物の引渡しを受けたものとする。

（契約不適合責任）

第50条 契約職等は、契約の目的物の引渡しを受けた後、当該目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることが判明したときは、契約の相手方に対して、次の各号のいずれかに定める契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下「契約不適合責任期間」という。）の内に、修補、代替品の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完の請求、代金の減額の請求、契約の解除又は損害賠償の請求（以下この条において「請求等」という。）を行うことができる。この場合において、損害賠償の請求は、履行の追完の請求、代金の減額の請求又は契約の解除とともにできる。ただし、契約の性質又は目的により必要があると認めるときは、当該期間を延長することができる。

（ヲ）

一 物品購入契約の目的物については、6箇月間

二 物品の製造請負契約の目的物については、当該目的物の耐用年数、取引の慣行等を考慮して、その都度定める期間（ヲ）

三 調査・設計業務の請負契約の成果物については、3年間

2 契約不適合が契約の相手方の故意又は重大な過失により生じたと認められるときは、前項の規定にかかわらず、契約不適合に関する契約の相手方の責任は民法（明治29年法律第89号）の定めるところによる。（ヲ）

3 契約職等は、第1項の規定にかかわらず、契約不適合責任期間内に契約の相手方に対して契約不適合を知った旨の通知を行ったときは、当該通知をした日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。（ヲ）

（契約代金の支払等）

第51条 契約職等は、契約の相手方から適法な支払請求の提出を受けたときは、契約代金の支払いに係る約定期間内にこれを支払わなければならない。ただし、前払金を除く契約代金を支払うときは、あらかじめ検査に合格していることを確認しなければならない。

2 前項の場合において、違約金、遅延損害金、賠償金その他の徴収すべき金額があるときは、契約代金からこれらの金額を控除し、なお不足を生じるときは追徴できるようにしておかなければならない。

(遅延利息)

第52条 契約職等は、契約の相手方から支払請求があった場合において、機構の責めに帰すべき事由により、前条第1項に規定する約定した支払期限を経過して、契約代金を支払おうとするときは、契約代金に対し、当該期限を経過した日の翌日から支払をする日までの遅滞日数に応じ、契約代金に年2.6パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として契約の相手方に支払うものとする。(イ) (ホ) (ヲ)

2 契約職等は、機構の責めに帰すべき事由により、約定した検査期間内に検査をしなかったときは、当該期間を経過した日の翌日から当該検査を完了した日までの遅滞日数を約定した支払期間の日数から差し引かなければならない。この場合において、当該検査の遅滞日数が約定した支払期間を超えるときは、当該超過日数に応じ、契約代金に年2.6パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として契約の相手方に支払うものとする。(イ) (ホ) (ヲ)

(前金払)

第53条 契約職等は、契約金額が300万円以上で履行期間が90日以上の工事又は調査・設計業務に係る請負契約について、前払金の支払を内容とする契約をすることができる。この場合において、契約職等は、契約の相手方に公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律184号）による保証事業会社と契約の履行期間を保証期間とする前払金保証契約を締結させ、その保証証書を機構に寄託させなければならない。

2 前項の前金払に係る金額は、契約金額に対し、工事にあっては40パーセントを、調査・設計業務にあっては30パーセントをそれぞれ越えないものとする。

3 契約職等は、前項に規定する前払金を材料費、労務費、外注費（調査・設計業務に限る。）、機械器具の賃貸料（工事に限る。）、機械購入費（当該契約において償却される割合に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費（工事に限る。）、仮設費（工事に限る。）、労働者災害補償保険料（工事に限る。）及び保証料以外の経費に充当させないように措置しておかなければならない。

4 契約職等は、契約内容の変更その他の理由により契約金額又は履行期間を変更した場合において、前払金額を増減し、又は前払金の保証期間を変更させようとするときは、あらかじめ、これに伴う措置を約定しておかなければならない。

(部分払)

第54条 契約職等は、部分払いの定めがある契約において、債務の履行完了前に検査のうえ、既済部分に対する代価の90パーセント又は既納部分に対する契約代金を超えない金額について、部分払をすることができる。ただし、性質上可分の工事又は製造その他についての請負契約に係る完済部分にあっては、その完済部分に対する代価の全額まで部分払ができる。

2 契約職等は、あらかじめ、前項に規定する部分払の限度額、回数その他必要な事項を約定しておかなければならぬ。

(契約代金の徴収)

第55条 契約職等は、機構の財産等を売払おうとし、又は貸付けようとする場合において、徴収すべき契約代金があるときは、当該財産等の引渡前に約定した契約代金を支払わせなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認めるとき、又は機械、物件等の貸付けに伴う使用料、損料その他の契約代金を徴収しようとするときは、相当の期間を定め分割して支払わせることができる。

2 第51条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

第8章 契約の解除及び変更

(契約の解除)

第56条 契約職等は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するとき又は機構の業務運営上必要があるときは、契約の全部又は一部を解除することができるよう約定しておかなければならぬ。

- 一 正当な理由なく着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。(ヲ)
- 二 契約の相手方の責めに帰すべき事由により、約定期間内若しくは約定期間経過後相当の期間内に債務を履行する見込みがないとき。(ヲ)
- 三 正当な理由なく契約の解除を申し出たとき。(ヲ)
- 四 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。(ヲ)

2 前項の規定により契約を解除した場合において、既済部分又は既納部分があるときは、検査に合格したこれらの部分の引渡しを受けるものとする。この場合における契約代金は、前金払又は部分払がなされている契約を除き当該引渡部分に相応する契約代金とする。(ヲ)

(契約解除に伴う違約金の徴収等)

第57条 契約職等は、前条の規定のうち、契約の目的物の引渡し前に契約を解除したときは、契約の相手方から契約代金の10パーセントの金額を違約金として徴収できるよう約定しておかなければならぬ。この場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供がなされているときは、これらをもって当該違約金に充当することができるものとする。(ヲ)

(損害賠償請求等)

第57条の2 第44条、第50条又は前条に掲げる規定の場合のほか、契約職等は、契約の相手方が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求できるよう約定しておかなければならぬ。

2 契約職等は、前項の規定にかかわらず、契約の目的物の引渡し前に、契約の相手方がその債務の履行を拒否し、又は契約の相手方の責めに帰すべき事由によって契約の相手方の債務について履行不能となつたときは、違約金を徴収できるよう約定しておかなければならぬ。(ヲ)

(契約の変更)

第58条 契約職等は、契約内容についての変更の必要があるときは、契約の相手方と協議のうえその内容を変更することができる。

2 第25条から第30条まで及び第39条の規定は、前項の場合に準用する。

第9章 雜則

(契約台帳)

第59条 契約職等は、契約を締結したときは、契約台帳に契約件名、金額等を記するものとする。ただし、契約金額が100万円を超えない契約については、これを省略することができる。

(政府調達に関する特例)

第60条 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものに関する業務の取扱いについては、別に定める。

(この規程の定めにより難い場合の措置)

第61条 この規則により難い特別の事由があるときは、その都度、理事長の定めるところにより、別段の措置をとることができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (イ)

(施行期日)

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 (ロ)

(施行期日)

この規程は、平成18年11月1日から施行する。

附 則 (ハ)

(施行期日)

この規程は、平成19年2月1日から施行する。

附 則 (ニ)

(施行期日)

この規程は、平成19年10月23日から施行する。

附 則 (ホ)

(施行期日)

この規程は、平成20年7月17日より施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (ヘ)

(施行期日)

この規程は、平成20年11月28日から施行する。

附 則 (ト)

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (チ)

(施行期日)

この規程は、平成25年9月11日から施行する。

附 則 (リ)

(施行期日)

この規程は、平成25年9月27日から施行する。

附 則 (ヌ)

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (ル)

(施行期日)

この規程は、平成26年5月20日から施行する。

附 則 (ヲ)

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (ワ)

(施行期日)

この規程は、令和3年3月9日から施行する。

附 則 (カ)

(施行期日)

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則 (ヨ)

(施行期日)

この規程は、令和5年8月7日から施行する。

附 則 (タ)

(施行期日)

この規程は、令和7年5月28日から施行する。